

## ゲノム編集技術の取扱いに係る諸外国の状況

国・地域	遺伝子組換え食品の 安全性審査制度の有 無	新たな育種技術(ゲノム 編集技術)の取扱い
EU	○	検討中※1
オーストラリア ニュージーランド	○	検討中※2
アメリカ	△ (相談に応じて対応)	(相談に応じて対応)

※1 欧州委員会では、現行の遺伝子組換え規制において新たな育種技術がどのように扱われるべきかの検討を行っており、その法的解釈は2016年に示されるとしていたところ、同年フランス政府が欧州司法裁判所に法的解釈を求め提訴した。2018年7月25日、欧州司法裁判所において、自然には発生しないやり方で生物の遺伝物質を改変する突然変異誘発によって得られた生物は指令のいうGMOに該当すること、従来から多く利用され長い安全性の記録のある突然変異誘発技術は非該当であること等の判断が示されている。  
また、欧州理事会は、2021年4月30日までにゲノム編集技術の位置付けに関する調査結果を提出するように欧州委員会に要請している。

<http://curia.europa.eu/juris/liste.jsf?num=C-528/16&language=EN>

※2 オーストラリア・ニュージーランド食品基準機関(FSANZ)において、2019年に報告書がとりまとめられ、引き続き検討を続けていく方向性が示された。

<https://www.foodstandards.gov.au/consumer/gmfood/Pages/Review-of-new-breeding-technologies-.aspx>